6月分 No.6

件 名	教員の性加害事案について
IT U	教会の圧加合事業について
受付日	令和4年6月16日
ご意見・ご提案 の概要	教員の性加害事案について、事件を起こす教師の教員資格剥奪を希望する。更に、犯罪行為をした者の教員資格の再取得ができないようになることを希望する。
県の考え方	教職員等による児童生徒等への性暴力は、児童生徒等の心身の健全な発達を阻害するものと考えており、決して許されないことと考えています。このため、こうした事案が発生した場合には、厳しく処分してまいります。処分が懲戒免職であった場合は、教員免許状は失効となります。 児童生徒等に対する性暴力により懲戒免職処分を受け、免許状が失効したものについては、本年4月から施行されている「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、再授与審査会において厳しく審査され、免許状を授与することが適当と認められない限り、再び免許状が授与されることはなくなりました。 今後も、児童生徒等への性暴力防止に向け、全教職員に対して指導を重ねてまいります。
担当課	教育委員会 教職員課